

議会のうごき

市 議 会 日 誌

(令和元年6月～9月)

6月

13日 ○議運委 令和元年第2回市議会定例会(会期日程, 会議録署名議員), 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙, 全国市議会議長会の永年勤続議員表彰伝達式, 議員の健康診断の実施, 議員改選時の記念写真帳の発行について協議

第2回定例会 令和元年第2回市議会定例会は, 6月19日から7月5日までの17日間にわたって開かれた。

この定例会では, 令和元年度一般会計および桜島観光施設特別会計補正予算をはじめ, 国際交流を推進するための拠点施設設置に向けた「国際交流センター条例制定の件」など, 議案20件を議決した。

このほか, 「教育予算の拡充を求める意見書」を可決した。

19日 ○本会議 第2回定例会の会期を17日間と決定。令和元年度鹿児島市一般会計補正予算(第1号)など議案15件を一括上程。市長提案説明

21日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等, 議案の付託, 請願・陳情の付託, 鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙, 山形県沖を震源とする地震による災害に対する本市議会の対応について協議

25日 ○本会議 個人質疑(4人)

26日 ○本会議 個人質疑(5人)

○議運委 個人質疑発言通告, 台風接近に伴う明日の本会議運営について協議

27日 ○本会議 個人質疑(5人)

28日 ○議運委 本日の本会議運営について協議

○本会議 個人質疑(4人)。議案15件を関係常任委員会に付託。鹿児島県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙

7月

1日 ○総消委 鹿児島市国際交流センター条例制定の件など議案5件を審査し, いずれも原案可決。報告事項として, 総務局所管施設の指定管理者募集について説明を受け, 質疑。請願1件を審査

- 市健福委 鹿児島市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例一部改正の件など議案5件を審査し、原案可決並びに報告承認。請願1件を審査。報告事項として、市民局所管施設のネーミングライツの導入、旧改新小学校施設利用者募集、鹿児島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の素案に係るパブリックコメント手続の実施について説明を受け、質疑
- 産観企委 鹿児島市森林環境譲与税基金条例制定の件など議案4件を審査し、いずれも原案可決。所管事務調査として、市営バス路線の一部移譲に係る民間事業者との協定の締結について質疑。報告事項として、観光交流局所管施設の指定管理者募集、観光交流局所管施設のネーミングライツの導入、高見馬場交差点における市電インシデント（異線進入）、鹿児島地区水道事業の広域連携に関する検討会報告書（案）、船舶局における船舶事故等について説明を受け、質疑
- 建設委 損害賠償の額の決定及び和解に関する件など議案3件を審査し、いずれも原案可決。報告事項として、千日町1・4番街区市街地再開発事業の状況等、かごしまコンパクトなまちづくりプランの一部変更、谷山第二地区土地区画整理事業第7回事業計画変更、谷山駅周辺地区土地区画整理事業に係る「仮換地指定処分取消請求事件」、所有権確認請求控訴事件の控訴取下げについて説明を受け、質疑
- 環文委 鹿児島市立斎場条例一部改正の件を審査し、原案可決。報告事項として、環境局所管施設の指定管理者募集、家庭ごみの減量化・資源化推進への取組状況、寺山炭窯跡の石積みの崩落、旧島津氏玉里邸庭園の管理運営に係る方針、まちなか図書館（仮称）整備事業のスケジュールの変更について説明を受け、質疑
- 3日 ○議運委 追加議案の取扱い、意見書案の取扱い、陳情の付託及び取扱い、閉会中の継続調査の件、7月5日の本会議運営、議員改選時の記念写真帳の発行、議運行政調査、質疑のあり方について協議
- 5日 ○本会議 監査委員の選任について同意を求める件など議案5件を一括上程。提出者説明及び委員会付託省略。いずれも同意。令和元年度鹿児島市一般会計補正予算（第1号）など議案15件について、5常任委員長の審査報告。討論（1人）。鹿児島市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例一部改正の件など議案2件については、起立表決（電子表決）の結果、いずれも原案可決。その他の議案13件についても、いずれも原案可決・承認。意見書案1件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。原案可決。請願・陳情等の閉会中継続審査及び調査の件を議決
- 9日 ○都市整備 鹿児島港本港区の課題について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組みについて協議
- 23～26日
 - 行政調査（産観企委：名古屋市・神戸市・北九州市）
 - 行政調査（環文委：枚方市・大和市・さいたま市）
- 29日 ○議運委 令和元年第3回市議会定例会、選挙管理委員及び同補充員について協議

30～8月2日

- 行政調査（総消委：松本市・豊田市・世田谷区）
- 行政調査（市健福委：江戸川区・川崎市・札幌市）
- 行政調査（建設委：つくば市・相模原市・富山市）

8月

5日 ○地方創生 「人口ビジョン」及び「総合戦略」の進捗状況、各種補助事業等の活用について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組みについて協議

6～8日

- 行政調査（議運委：大津市・品川区）

19日 ○桜島爆発 桜島火山対策に係るその後の経過、桜島火山の爆発回数及び降灰量等、桜島火山の爆発に伴う被害状況と対応、令和元年度桜島火山対策事業費、令和2年度予算編成に向けての桜島火山対策要望事項等、桜島火山対策に係る今後の日程（案）について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組みについて協議

20日 ○都市整備 鹿児島中央駅周辺の課題、鹿児島港本港区の課題、河川改修、港湾整備、バイパス建設のその後の経過について説明を受け、質疑。今後の委員会の取組みについて協議

21日 ○総消委請願1件を審査

- 市健福委 請願1件、陳情3件を審査。報告事項として、滞納処分取消等請求事件について説明を受け、質疑

- 産観企委 陳情1件を審査

29日 ○議運委 令和元年第3回市議会定例会（会期日程、会議録署名議員）、議員改選時の記念写真帳の発行、鹿児島市友好代表団（長沙市）及び鹿児島市・パース市姉妹都市盟約45周年記念訪問団への参加、令和元年度議員研修会、市議会だより編集委員の選任について協議

9月

第3回定例会 令和元年第3回定例会は、9月4日から9月30日までの27日間にわたって開かれた。

この定例会では「令和元年度鹿児島市一般会計補正予算（第3号）」をはじめ、「督促手数料の廃止のための関係条例の整備に関する条例制定の件」や令和元年6月末からの大雨に係る災害復旧に要する経費に関する専決処分など、議案22件を議決した。

このほか、「地方財政の充実・強化を求める意見書」を可決した。

なお、平成30年度の決算関係議案15件は、決算特別委員会および産業観光企業委員会において、閉会中に審査する。

- 4日 ○本会議 第3回定例会の会期を27日間と決定。令和元年度鹿児島市一般会計補正予算（第3号）など議案36件を一括上程。市長提案説明
- 6日 ○議運委 代表質疑発言通告一覧表の確認等、決算特別委員会、議案の付託及び取扱い、陳情の付託、鹿児島市友好代表団（長沙市）及び鹿児島市・パース市姉妹都市盟約45周年記念訪問団への参加、令和2年度議会費の予算措置等、会議録のA4版への変更、令和元年8月の前線に伴う大雨災害に対する本市議会の対応について協議
- 10日 ○本会議 代表質疑（自民党新政会、公明党、社民）
- 11日 ○本会議 代表質疑（自民みらい、民主・無所属、自民維新の会）
○議運委 自民みらい会派の代表質疑における発言について協議
- 12日 ○議運委 個人質疑発言通告一覧表の確認等、決算特別委員会のガイドラインの確認及び委員の氏名、鹿児島市友好代表団（長沙市）及び鹿児島市・パース市姉妹都市盟約45周年記念訪問団、本会議のインターネット録画中継の取扱いについて協議
- 17日 ○本会議 個人質疑（5人）
○議運委 個人質疑発言通告について協議
- 18日 ○本会議 個人質疑（5人）
○議運委 議会運営委員及び地方創生に関する調査特別委員の変更について協議
- 19日 ○本会議 徳利こうじ議員の議会運営委員の辞任に伴い、日程追加の上、井上剛議員を補充選任。井上剛議員の地方創生に関する調査特別委員の辞任に伴い、日程追加の上、徳利こうじ議員を補充選任。個人質疑（4人）。決算特別委員会を設置し、一般・特別会計（企業会計を除く）決算関係議案9件を付託。その他の議案27件を関係常任委員会に付託
○議運委 本会議の当局答弁について協議
○決算委 正副委員長の互選（委員長に松尾まこと委員、副委員長にわきた高德委員）
- 20日 ○総消委 鹿児島市会計年度任用職員の給与等に関する条例制定の件など議案6件を審査し、原案可決並びに報告承認。請願1件を審査
○市健福委 鹿児島市印鑑条例一部改正の件など議案5件を審査し、いずれも原案可決。請願1件を審査。請願第4号を不採択。報告事項として、介護予防・生活支援サービスの単価等の改定、鹿児島市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準に関する条例の素案に係るパブリックコメント手続の実施結果について説明を受け、質疑
○産観企委 工事請負契約締結の件など議案7件を審査し、原案可決並びに報告承認。報告事項として、鹿児島市観光農業公園生産用農場の事業開始時期の変更、クリプトスポリジウム等対策の整備箇所の変更、鹿児島市公共下水道事業第12次変更計画の一部変更、第十八櫻島丸衝突事故に係る運輸安全委員会の報告書の公表と今後の対応について説明を受け、質疑
○建設委 土地取得の件など議案6件を審査し、原案可決並びに報告承認。報告事項として、

鹿児島市公共下水道事業第12次変更計画の一部変更，かごしまコンパクトなまちづくりプランの一部変更に関するパブリックコメント手続の実施結果等，中央町19・20番街区市街地再開発事業の状況等について説明を受け，質疑

○環文委 自動車購入の件など議案4件を審査し，原案可決並びに報告承認。報告事項として，鹿児島市立まちなか図書館（仮称）基本計画（素案）に係るパブリックコメント手続の実施について説明を受け，質疑

24日 ○議運委 自民みらい会派の代表質疑における発言について協議

25日 ○議運委 自民みらい会派の代表質疑における発言，鹿児島市友好代表団（長沙市）の参加者について協議

26日 ○議運委 自民みらい会派の代表質疑における発言について協議

27日 ○議運委 追加議案の取扱い，選挙管理委員及び同補充員，意見書案の取扱い，閉会中の継続調査の件，議員派遣の件，9月30日の本会議運営，令和元年度議員研修会，令和2年度議会費の予算措置等，議員改選時の記念写真帳の発行，本会議のインターネット録画中継の取扱いについて協議

30日 ○本会議 決算特別委員会の正副委員長互選結果報告。選挙管理委員及び同補充員の選挙。人権擁護委員候補者の推薦について意見を求める件の議案1件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。同意。令和元年度鹿児島市一般会計補正予算（第3号）など議案21件について，5常任委員長の審査報告。令和元年度鹿児島市地域下水道事業特別会計補正予算（第1号）など議案2件については，起立表決（電子表決）の結果，いずれも原案可決。その他の議案19件についても，いずれも原案可決・承認。意見書案1件を上程。提出者説明及び委員会付託省略。原案可決。請願1件を不採択。議員派遣の件を議決。議案，請願・陳情等の閉会中継続審査及び調査の件を議決

○地方創生 委員会の行政視察について協議

（注）略記した各委員会等の正式名称は次のとおり

- 総 消 委・・・・・・・・・・総務消防委員会
- 市健福委・・・・・・・・・・市民健康福祉委員会
- 産観企委・・・・・・・・・・産業観光企業委員会
- 建 設 委・・・・・・・・・・建設委員会
- 環 文 委・・・・・・・・・・環境文教委員会
- 議 運 委・・・・・・・・・・議会運営委員会
- 桜島爆発・・・・・・・・・・桜島爆発対策特別委員会
- 都市整備・・・・・・・・・・都市整備対策特別委員会
- 地方創生・・・・・・・・・・地方創生に関する調査特別委員会
- 決 算 委・・・・・・・・・・決算特別委員会

令和元年第2回市議会定例会において可決された意見書

教育予算の拡充を求める意見書

令元. 7. 5 第2回定例会で可決
提出先 衆議院議長, 参議院議長
内閣総理大臣, 内閣官房長官
財務大臣, 文部科学大臣
総務大臣

学校現場では、解決すべき課題が山積しており、子どもたちの豊かな学びを実現するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難になっています。特に、小学校においては、新学習指導要領への移行期間中であり、外国語教育実施のための授業時数の確保・調整などに加え、いじめや不登校、貧困による教育格差の解消及び障害のある児童生徒への対応などの課題もあります。

また、教職員が児童生徒一人一人と向き合うことができる教育環境を整備し、子どもたちへのきめ細かな対応や学びの質を高める教育を実現する必要があります。一方、教職員の多忙化も、今日、大きな社会問題となり、本県・本市においても徐々に取組みが進んでいますが、自治体の限られた予算の中での対応には限界があり、国の対応とりわけ少人数教育の推進を含む計画的な教職員の定数改善の必要性は高まっています。

さらに、我が国は、OECD諸国に比べて、小中学校における一学級当たりの児童生徒数や教員一人当たりの児童生徒数が多くなっていることも、この間指摘されています。

いくつかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による定数措置が行われていますが、国の施策として教職員の定数改善に向けた財源保障をすべきであります。

よって、国におかれては、令和2年度の予算編成において、下記事項を実現されるよう強く要請します。

記

1. 子どもたちの教育環境改善のために、計画的な教職員定数改善を推進すること。とりわけ、小学校2年生以上においても、学級編制の標準を35人に引き下げること。
2. 教育の機会均等と水準の維持向上を図るため、義務教育費国庫負担制度の負担割合を堅持すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年第3回市議会定例会において可決された意見書

地方財政の充実・強化を求める意見書

令元. 9. 30 第3回定例会で可決
提出先 衆議院議長, 参議院議長
内閣総理大臣, 内閣官房長官
経済財政政策担当大臣
地方創生担当大臣, 財務大臣
経済産業大臣, 総務大臣

地方自治体は、子育て支援策の充実と保育人材の確保、高齢化が進行する中での医療・介護などの社会保障への対応、地域交通の維持など、果たす役割が拡大する中で、人口減少対策を含む地方版総合戦略の推進やマイナンバー制度への対応、大規模自然災害の発生に備えた対策など、新たな政策課題に直面しています。

一方、地方公務員を初めとした公的サービスを担う人材が限られる中で、新たなニーズへの対応と細やかな公的サービスの提供が困難となっており、人材確保を進めるとともに、これに見合う地方財政の確立を目指す必要があります。

このような中、「経済財政運営と改革の基本方針 2019」においては、新経済・財政再生計画のもと、引き続き、2025年度の国・地方を合わせた基礎的財政収支黒字化を目指すとし、地方一般財源総額について、2018年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保するとされた一方で、地方財政については、国の取り組みと基調を合わせて歳出改革等の加速・拡大に取り組むとされているところです。

今後、地方創生・人口減少対策を初め、福祉・医療、地域経済活性化・雇用対策、人づくり、国土強靱化のための防災・減災事業など地方の増大する役割に、地方が責任を持って対応するためには、さらなる地方財政の充実・強化が求められています。

これらのことから、令和2年度の政府予算と地方財政計画策定に当たっては、国民の生活実態に即した歳入・歳出を的確に見積もり、人的サービスとしての社会保障関係予算の充実と地方財政の確立を目指すことが必要です。

よって、国におかれては、次のとおり措置されるよう強く要請します。

記

1. 社会保障、災害対策、地域交通対策、人口減少対策など増大する地方自治体の財政需要を的確に

把握し、これに見合う地方一般財源総額の確保を図ること。

2. 地方創生の実現に向け、「まち・ひと・しごと創生事業費」を来年度以降も継続し、拡充すること。
3. 幼児教育、高等教育の無償化に係る財源については、一般財源総額の同水準ルールの外枠で歳出に全額計上し、必要な財源を確実に確保すること。また、私立高等学校の実質無償化については、その財源の確保も含めて国の責任において確実に実施すること。
4. 令和元年度税制改正において新たに措置された地方法人課税の偏在是正措置について、今回の偏在是正により生じる財源については、その全額を地方財政計画に歳出として新たに計上することなどにより、地方税財政制度全体として、より実効性のある偏在是正措置とすること。
5. 2020年度に施行される会計年度任用職員制度の適正かつ円滑な導入に向け、期末手当の支給など制度改正に伴う適正な勤務条件の確保に必要な地方公共団体の財政需要の増加について、地方財政計画の歳出に確実に計上すること。
6. 子ども・子育て支援新制度、地域医療の確保、地域包括ケアシステムの構築、生活困窮者自立支援、介護保険制度や国民健康保険制度の見直しなどに対応するための社会保障関係予算の確保及び地方財政措置を的確に行うこと。
7. 地方交付税における「トップランナー方式」については、地方行政コストの差は、人口や地理的条件など、歳出削減努力以外の要素によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことに十分留意すること。
8. 大規模な地震に備え、市民の安全・安心を確保するため、大規模建築物、住宅、学校、社会福祉施設、水道、生活排水処理施設などの耐震化に必要な事業費を確保すること。
9. 地方税財源の充実・確保に向けて、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系の構築に努めること。
10. 地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図り、両機能が適切に発揮できるよう総額を確保すること。また、地方財政の財源不足については、臨時財政対策債等による特別な対策ではなく、法定率の引き上げを初め、抜本的な措置を講じること。
11. 地方の基金残高の増加をもって地方財政に余裕があるかのような議論に結びつけないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和元年第3回市議会定例会において不採択となった請願

番 号	請 願 第4号	受 理 年 月 日	令元. 6. 12
件 名	生活保護基準引き下げを中止し、「健康で文化的な最低限度の生活」ができる基準に引き上げることを求める意見書提出について		
結 果	令元. 9. 30 第3回定例会で不採択		
付託委員会	市民健康福祉委員会		
<p>(委員会における審査経過)</p> <p>本件は、憲法第25条で保障されている、国民誰もが健康で文化的な人間らしい生活ができるようにするため、生活保護基準の引き下げを中止し、「健康で文化的な最低限度の生活」ができる基準に引き上げることについて、関係行政庁に対し、意見書の提出方を要請されたものである。</p> <p>本問題については、請願紹介議員から実情等について詳細な説明がなされた後、国の対応状況並びに当局の考え方等について伺ったところ、生活保護基準の見直しについては、国の社会保障審議会生活保護基準部会において、全国消費実態調査のデータ等を用いて、専門的かつ客観的に評価・検証し、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図った上で行うこととされている。国は平成30年度から令和2年度までの3年間で、同基準の見直しを段階的に実施し、減額の幅について見直し前の基準から5%以内にとどめるとしたところであるが、生活保護制度は、憲法第25条に規定する理念に基づき、国が生活に困窮するすべての国民に対し、健康で文化的な最低限度の生活を保障するもので、「最後のセーフティネット」としての役割が求められており、支援が必要な人に確実に保護を実施するという国の基本的な考え方は、今後においても変わるものではなく、同部会での専門的かつ客観的な検証結果を踏まえ、受給世帯への影響にも十分に配慮した見直しが行われたものと考えている。なお、同基準については、令和元年10月に実施が予定されている消費税率の引き上げの影響等を総合的に勘案し、所要の改定を行うこととされているとの説明がなされた。</p> <p>委員会においては、本件の取扱いについて意見の開陳を願ったところ、「請願の趣旨に同意できることから、本件については採択したい。」という意見や「本件については各面から検討した結果、不採択としたい。」という意見が出され、意見の一致を見るに至らず、採決の結果、不採択とすべきものと決定。</p>			